

様式4 講師の氏名、担当科目及び専任又は兼任の別（その2）

< 実地 >

講師 氏名	生年月日	技能 証明 書の 種類	保持し ている 技能証 明の種 類の限 定	保持してい る技能証明 の飛行方法 の限定	技能証明 書の番号	技能証明書 の有効期限	登録講習機 関の講師研 修を修了し た日付（※ 1）	登録講習機関 の修了審査員 研修の受講修 了有無（※2）	132条の70の表の 下欄に掲げる講師 条件において同等 以上の能力を有す る者であるか否か （※3）	専任又 は兼任 （※4）	所属形 態（※ 5）
無人 太郎	yyyy/mm/dd	一等	マルチ	基本、夜間、 目視外	xxxxxxxxxx	yyyy/mm/dd	yyyy/mm/dd	有		専任	業務委 託
		二等	ヘリ		xxxxxxxxxx	yyyy/mm/dd	yyyy/mm/dd	無		専任	業務委 託
無人 次郎	yyyy/mm/dd	二等	ヘリ				yyyy/mm/dd	有	○	兼任	雇用

※1 登録講習機関の講師研修を受講修了したことを証明する書類（有効なものに限る。）を保管し、その写しを提出すること。
なお、一等の講師研修を受講修了すれば、二等の講師研修の受講を修了したものと見なす（種類の限定、飛行方法についての限定には依存しない。）。

登録講習機関の登録申請時に、講師に対する研修を未実施の場合は、この欄は空白又は研修実施予定日を記載すること。講習事務を開始するまでに研修を実施し、その記録として本様式を講習事務規程の届出に添付して航空局に提出すること。

※2 指定試験機関の修了審査員研修を受講修了したことを証する書類（有効なものに限る。）を保管し、その写しを提出すること。
なお、一等の修了審査員研修を受講修了すれば、二等で同じ種類の限定であれば二等の修了審査員研修の受講を修了したものと見なすことができる（飛行方法について限定しない場合に限る。）。従って、一等と二等で種類の限定が違う場合は、それぞれ修了審査員研修を受講する必要がある。

登録講習機関の登録申請時に、指定試験機関の修了審査員研修を未受講の場合は、この欄は空白とすること。

講習事務を開始するまでに指定試験機関の修了審査員研修を受講し、その記録として本様式を講習事務規程の届出に添付して航空局に提出すること。

- ※3 同等以上の能力を有することを証明する書類（飛行経験等）を保管し、提出すること。
- ※4 「専任」：講師だけを行う者、「兼任」：講師だけでなく、修了審査員又は管理者等を兼任している場合をいう。
- ※5 講師との契約形態を記載する（例：雇用、業務委託等）。ただし、当該講師が役員 の場合は「役員」と記載する。
講師が登録申請者の役員又は被雇用者のいずれでもない場合には、当該講師が登録申請者の講師として業務を行うことについて、登録申請者と当該講師との間で締結された書類（例：業務委託契約書等）の添付を必要とする。